

農業委員会定例会 11月

1. 開催日時 令和5年11月20日 午後1時30分～

2. 開催場所 小豆島町役場本館 1階 会議室1

3. 欠席委員 6番委員、7番委員、12番委員

4. 議事日程

(1) 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）

議案第4号 非農地証明願承認について

議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について

5. その他

6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) 本日の議事録署名人ですが、九野賢輔委員、白木正美委員にお願いします。 それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番と2番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	1番は、[]在住の[]さん所有の [] 田 271㎡ [] 田 144㎡ の計2筆415㎡について、 2番は、[]在住の[]さん所有の [] 畑 287㎡ について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
1番委員	1番([])は、雑木林のようになっていて、高めの草が密集しております。整備されるのは非常にいい事かと思います。 2番([])は、草はそこまで生えていなくてすぐにでも[]を植えられる状況にあると思います。
12番委員	(近辺で建築している)[]の[]はどこから入るようになりますか。
事務局	地図上では[]の方から入っていくことになります。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。

議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[]在住の[]さん所有の [] 畑 919 m² について []の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4番委員	現場を見てきましたが、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番と5番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、[]在住の[]さん所有の [] 畑 676 m² [] 畑 1,634 m² の計2筆2,310 m²について、 5番は、[]在住の[]さん所有の [] 畑 14 m² [] 畑 78 m² [] 畑 13 m² [] 畑 196 m²

	[redacted] 畑 362 m² [redacted] 畑 389 m² の計 6 筆 1,052 m²について [redacted] の [redacted] が譲り受け、申請地では [redacted] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
4 番委員	一部 [redacted] も植わっていて、一部は草が生えていますが、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	6 番は、[redacted] 在住の [redacted] さん所有の [redacted] 宅地（現況：畑） 849.90 m² [redacted] 畑 179 m² [redacted] 畑 351 m² [redacted] 畑 711 m² [redacted] 畑 365 m² の計 5 筆 2,455.40 m²について、 [redacted] の [redacted] が譲り受け、申請地では [redacted] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
議長	地元委員は私ですが、[redacted] から私の [redacted] に貸している土地があります。今回は生前贈与ということで問題ないと思います。

議長	地元委員は欠席ですが、事務局何か聞いてますか。
事務局	■■■■■なんですけれども、数年前に隣接する土地を農地として購入しておりまして、私も現場見に行きましたが、その土地も開墾しておりました。今回は、その横の土地も購入ということで問題ないと聞いております。
10番委員	(隣の土地というのは、) ■■■■■の造成しているところですか。
事務局	そうです。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第2号（農地法第4条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号は、■■■■■の■■■■■さん所有の ■■■■■畑 264 m² について ■■■■■として整備するための転用申請となっています。 ■■■■■さんは、■■■■■に本申請地を取得し、畑として耕作を行っていましたが、近隣住民の要望により国道沿いにある本申請地を■■■■■として貸し出すこととしました。しかしながら、■■■■■に■■■■■ ■■■■■、無断転用でありますので、始末書の提出も受けています。 転用に係る造成については、再生砕石による5cm程度の盛土を行っております。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。
議長	この件ですが、地元委員は欠席ということで、■■■■■さんの別邸の下土地

	になります。■■■■として勝手に使っております。(農振計画のアンケートの) 通知が来て、畑と知ったようです。その場で指導して、今回申請に至ったとのことですよ。 この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第3号(農地法第5条の規定による許可申請)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号は、■■■■在住の■■■■さん所有の ■■■■畑 324㎡ について ■■■■の■■■■が、隣接する■■■■と 併せてその敷地を拡張し、■■■■を整備するための転用 申請となっています。 ■■■■は、土木工事業、砂利採取販売業を営む系列会社の■■■■ が事業に供する■■■■を利用するために、保管場を確保して使用貸借 させることとし、自社敷地内を経由して進入することができるうえ本社か からも近い申請地を最適地として選定しています。 申請地は以前より既に■■■■として利用されており、無 断転用でありますので、始末書の提出も受けています。 転用に係る造成については、4m程度の既存コンクリート擁壁利用する計画 になっております。また、雨水については自然浸透にて排水する計画とな っています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に 問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い と判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	もうすでに■■■■となっています。問題はありません。

5 番委員	この辺りに■■■■■されるということでの申請と思いますが、畑の形状としましては、段々畑とか傾斜地となっておりますが、既に山林化しておりますので、問題はないかと思います。
議長	前々から■■■■■の話があったところだと思います。以前にも■■■■■ ■■■■■認めておりますから、今回も認める方向になります。地元の方からもお話がありまして、■■■■■と行ってくださいということで、農業委員会としては、それ以上はできないところでございます。この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 次に、議案第 5 号（農用地利用集積計画（利用権設定））の 1 番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	1 番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■ 田 307 m ² について■■■■■の■■■■■が、引き続き借り受けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は 2 年間の使用貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	■■■■■と実際にお話ししました。前回は 1 年間で借りていましたが、今回は 2 年間で借りまして、■■■■■を栽培するとのこと。全く問題はありません。
議長	この件について意見はありますか。

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	2番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の [redacted] 畑 451 m² について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[redacted]の[redacted]が、新たに借り受けるものです。 申請地では、[redacted]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明ありますか。
1番委員	元タスモモ畑でしたが、荒れております。[redacted]に貸出しとなりまして、周りも[redacted]が植わってますので、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、[redacted]在住の[redacted]さん所有の [redacted] 畑 292 m²

	宅地（現況：畑） 150.90 m² の計2筆442.90 m²について、 （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者であるのが新たに借り受けるものです。 申請地では、を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
2番委員	個々は昔、（私が）井戸を掘って、ハウスを建ててを栽培しておりました。（辞めてから）荒れてしまいましたが、がでも土地を探していたということで、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第5号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番から6番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、在住のさん所有の 畑 844 m² について、 5番は、在住のさん所有の 畑 879 m² について、 6番は、在住のさん所有の 畑 383 m² 畑 644 m² 畑 929 m² の計3筆1,956 m²について、

	(公財) 香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である [] の [] が、新たに借り受けるものです。 申請地では、[] を栽培する計画で、期間は約10年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3 番委員	かなり前から遊休農地でした。土地の所有者は農業する意思がございませんので、[] が作ってくれるということで、問題ないと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。それでは、藤本一弥職務代理者閉会のあいさつをお願いします。
職務代理	ご審議ありがとうございました。出発までに急な来客があり、遅くなりました。今年も残り1カ月となりました。体にはお気を付けください。これで定例会を閉会とします。
	閉 会 午後2時15分 議 長 会長 議事録署名人 3 番 議事録署名人 4 番

